

軽自動車税の納付及び減免申請について

■軽自動車税の納付について

軽自動車税は、毎年4月1日を基準日にし、登録(車検証)の名義人に課税されます。5月10日以降に納税通知書が送付されますので、次の納付窓口にて納期限までに納付してください。

納付窓口 城里町役場会計課、桂支所、七会町民センター、お近くの金融機関、郵便局、コンビニエンスストア
※納期限が過ぎると、コンビニエンスストアでの納付はできません。

納期限 6月1日(月)

■軽自動車税の減免申請について

障害の程度や車両の使用状況が一定の要件に該当する場合、申請により軽自動車税の減免を受けることができます。

対象車両

- ① 身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障害者福祉手帳のいずれかの手帳の交付を受けている方が専ら使用する車両
- ② ①に該当する方を常時介護し生計を一にする方が、①に挙げた手帳を有する方の生業、通院、通学等に使用している車両
- ③ 公益のために使用していると認められる車両
- ④ 車両の構造が専ら身体障害等の利用に供するための車両

※減免を受けることができる車両は、障害がある方1人につき1台に限られています。また、自動車税の減免を受けている場合、軽自動車税の減免は受けられません。

申請窓口 城里町役場税務課、桂支所、七会町民センター

申請期限 6月1日(月)

※軽自動車税の減免申請は、毎年度必要です。

※昨年度減免を受けた方には、納税通知書に減免申請書を同封して発送します。納税通知書が届きましたら申請手続きをお願いいたします。

必要書類

ア)身体障害者手帳等 イ)運転者の運転免許証 ウ)納税通知書(届く前の申請の場合は不要です)

エ)車検証 オ)納税義務者の印鑑 カ)減免申請書(申請書は各申請窓口にあります)

キ)マイナンバー(個人番号)カード、マイナンバー通知カード等のマイナンバーがわかるもの

※申請書に納税義務者のマイナンバーを記入していただきます。

問合せ 税務課 ☎029-288-3111(内線123)



新しい民生委員・児童委員が 決まりました

民生委員・児童委員は、地域住民の立場から、福祉全般に関する相談・援助活動が無報酬で行います。活動で知り得た秘密は守られますので、安心してご相談ください。

欠員になっていた地区の新たな民生委員が、3月1日付けで厚生労働大臣より委嘱されました。各担当地域は次のとおりです。

地区	氏名	担当区域
常北	関野 洋一	那珂西1、中妻
七会	根本 崇子	小勝2

問合せ 福祉こども課
☎029-288-3111(内線133)

令和2年4月から

町税等の納付にクレジットカードが 利用できるようになりました

■納付できる町税等

町・県民税(普通徴収)、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料

■納付できる期限

納付書に記載されている納期限日まで

※納期限日の午後11時30分受付終了

■納付に必要なもの

- ①バーコードが印字された納付書
- ②スマートフォンまたはタブレット端末
- ③クレジットカード(VISA、Mastercard、JCB、American Express、Diners Club)

■決済手数料

納付額1万円までは100円(税別)、以降1万円増額するごとに100円(税別)ずつ加算されます。

■納付方法

城里町納付サイト(<https://koukin.f-regi.com/fc/shirosa-to-town>)から手続きをしてください。

※手続き方法等の詳細は、町ホームページをご覧ください。

問合せ 税務課 ☎029-288-3111(内線125)

